扶養控除等申告書の書き方（親を扶養に入れるとき）

親を書く欄の早見・同居老親等とその他の分け方・令和8年分と令和9年分の違い｜登録不要・無料

令和8年12月以後の年末調整は62万円以下を適用、様式の印刷は58万円のままの場合がある 国税庁によると、扶養親族の所得要件は令和8年12月1日に施行され、令和8年12月1日以後に行う年末調整から62万円以下（最後の給与を11月30日以前に受けた人には適用されず、確定申告が必要）。令和8年分の様式・記載例は改正前の58万円以下の内容で印刷され、令和9年分は62万円以下（2026年10月26日確認）。

親を書く欄は「B 源泉控除対象親族」

様式の欄の名称	国税庁の説明（このページの言い方）
B 源泉控除対象親族	扶養親族のうち控除対象扶養親族（居住者は年齢16歳以上）などを記載する欄。親が扶養親族に当たる場合に書く
氏名・個人番号	個人番号は記載が必要。一定の要件の下で記載を要しない場合があるので勤務先（給与の支払者）に確認
あなたとの続柄・生年月日	様式の欄の名称（国税庁の記載例では、父の行に「父」と記載されている）
老人扶養親族（令和9年分は昭33.1.1以前生）	70歳以上。直系尊属で同居を常況としている人は「同居老親等」、それ以外は「その他」にチェック
令和〇年中の所得の見積額	収入金額から必要経費等を差し引いた金額。給与は収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額。非課税の遺族年金などは判定の基礎に含まれない
非居住者である親族	国外に住む親の場合の欄。70歳以上は「16歳以上30歳未満又は70歳以上」にチェック。親族関係書類の添付等が必要
住所又は居所	様式の欄の名称
異動月日及び事由	年中に異動があった場合に記載する欄

「老人扶養親族」の欄のチェック

源泉控除対象親族が70歳以上の場合に、どちらかにチェック（国税庁の記載例）。

- □ **同居老親等**：その人があなたまたはあなたの配偶者の直系尊属で、あなたまたはあなたの配偶者のいずれかと同居を常況としている人であるとき。
- □ **その他**：その人が「同居老親等」の場合以外の人であるとき。

老人扶養親族は、控除対象扶養親族のうちその年12月31日現在70歳以上（国税庁 No.1180）。令和8年分は昭和32年1月1日以前、令和9年分は昭和33年1月1日以前の生まれ。

令和8年分と令和9年分の違い

項目	令和8年分	令和9年分
老人扶養親族に当たる生年月日	昭和32年1月1日以前に生まれた人	昭和33年1月1日以前に生まれた人
申告書の提出	令和8年の最初の給与の支払を受ける日の前日まで。年末調整を行う時までに提出があれば年末調整できる	令和9年の最初の給与の支払を受ける日の前日まで
扶養親族の所得の見積額（合計所得金額）	令和8年12月1日以後に行う年末調整から62万円以下を適用（最後の給与が11月30日以前の人は適用されず確定申告が必要）。令和8年分の様式の印刷は58万円以下のままの場合がある	62万円以下
新たに対象になる親を書くとき	「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日 改正」などと記載	（令和9年分の記載例の冒頭に、令和8年分の改正に伴う記載漏れへの注意書き）

令和8年分の様式の裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合があると国税庁は注意しています（令和8年度税制改正Q&A Q2-1）。令和8年分で新たに対象になる親は「異動月日及び事由」欄に「令和8年12月1日 改正」などと記載。

控除額（同居老親等以外48万円・同居老親等58万円）と年分ごとの所得要件の表は、www.fureaino-oka.com/kaigo/fuyou-koujo にあります。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/fuyou-koujo-shinkokusho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（国税庁の令和8年分・令和9年分の様式・記載例、令和8年度税制改正Q&A、タックスアンサー No.1180 などにもとづく。2026年10月26日確認）。当サイトは税理士ではなく、親が扶養親族や同居老親等に当たるかの判定、申告書の個別の記入、税額の計算はしていません。最終的な判断は、勤務先の担当者・税務署・税理士に確認してください。

扶養控除等申告書の書き方（親を扶養に入れるとき）

同居の扱い・所得の見積額の参考表・提出

親が扶養に入れるか・どの欄にチェックするかの判断は、勤務先・税務署・税理士へ。この早見表は国税庁の様式・記載例の説明を紹介するもので、個別の判定や税額の計算、記入例の作成はしていません。

「同居」の扱い（国税庁の説明）

- **病気の治療で入院**：期間が結果として1年以上と長期でも、同居に該当するものとして取り扱って差し支えない（No.1180・質疑応答事例）。
- **老人ホームなどへ入所**：その老人ホームが居所となり、同居しているとはいえない（No.1180・質疑応答事例）。専門用語集は「同居を常としているとはいえない」と説明。
- **離れて暮らす親に仕送り**：「生計を一にする」は必ずしも同居が要件ではない。別居の人を扶養控除の対象とするには、常に生活費・療養費等の送金が行われているなど生計を一にしていることが必要（No.1180 Q1・Q3）。
- **兄弟で仕送り**：扶養控除の対象にできるのは、兄弟のうちだれか1人だけ（No.1180 Q5）。

老人ホーム等へ入所している親の欄を「同居老親等」と「その他」のどちらにするかは、国税庁が申告書の欄について述べた文ではなく、記載例と同居の説明を並べた整理です。勤務先か税務署に確認してください。

「所得の見積額」の欄

- 収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を書く。給与なら、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額（令和9年分の様式の裏面）。
- 非課税とされる遺族年金などの所得は、源泉控除対象親族の判定の基礎となる所得に含まれない（同。遺族厚生年金・遺族基礎年金は非課税所得：No.1180 Q6）。

国税庁の記載例の参考表（所得金額と収入金額の関係）

収入の種類	令和9年分の記載例（所得金額 62万円）	令和8年分の記載例（所得金額 58万円）
給与のみ（特定支出控除の適用がある場合を除く）	収入金額 136万円（所得金額 62万円）	収入金額 123万円（所得金額 58万円）
公的年金等のみ・65歳未満	収入金額 122万円（所得金額 62万円）	収入金額 118万円（所得金額 58万円）
公的年金等のみ・65歳以上	収入金額 172万円（所得金額 62万円）	収入金額 168万円（所得金額 58万円）

給与のみの表は特定支出控除の適用がある場合を除く。令和8年分で適用される62万円に対応する公的年金等の収入金額は、令和8年分の記載例の表には載っていないため、勤務先か税務署に確認してください。

提出のしかた（国税庁 A2-1・申告書の裏面）

- **提出先と期限**：給与の支払者（勤務先）へ、その年の最初に給与の支払を受ける日の前日まで。令和9年分は令和9年の最初の給与の支払を受ける日の前日まで。
- **異動があったとき**：異動の日後、最初に給与の支払を受ける日の前日までに、異動の内容を記載した申告書を提出。前年から異動がなければ「異動がない」旨の簡易な申告書も出せる（令和9年分の様式の裏面）。
- **令和8年分の年末調整**：年末調整を行う時までに提出があれば、その申告に基づいて年末調整ができる。12月1日前から提出しても差し支えない（令和8年度税制改正Q&A Q1-2・Q2-1）。
- **2か所以上から給与**：1か所にしか出せない。同じ生計内に所得者が2人以上いるときは、扶養親族等を分けて控除を受けられ、その場合は「D」欄に氏名などを記載。
- **様式と記載例**：国税庁「A2-1 給与所得者の扶養控除等の（異動）申告」に令和8年分・令和9年分がある。年金の支払者へ出す「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は別の申告書（A2-6）。住民税は市区町村に確認。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/fuyou-koujo-shinkokusho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（国税庁の令和8年分・令和9年分の様式・記載例、令和8年度税制改正Q&A、タックスアンサー No.1180 などにもとづく。2026年10月26日確認）。当サイトは税理士ではなく、親が扶養親族や同居老親等に当たるかの判定、申告書の個別の記入、税額の計算はしていません。最終的な判断は、勤務先の担当者・税務署・税理士に確認してください。

扶養控除等申告書の書き方（親を扶養に入れるとき）

確認メモ欄（相談の前に書き出しておく）・出典

親が扶養に入れるか・どの欄にチェックするかの判断は、勤務先・税務署・税理士へ。控除額と所得要件の年分表は扶養控除の早見表、年金の支払者へ出す申告書は扶養親族等申告書の早見表、年金の所得は公的年金等控除額の早見表（いずれも www.fureaino-oka.com）で確かめられます。

確認メモ欄

親の氏名・続柄	
生年月日・その年12月31日現在の年齢	年　月　日生　　歳（老人扶養親族は70歳以上。令和8年分は昭32.1.1以前、令和9年分は昭33.1.1以前の生まれ）
暮らし方	☐ 同居　☐ 別居（仕送りあり）　☐ 入院中　☐ 老人ホーム等に入所　（申告書の欄：☐ 同居老親等　☐ その他　→ 勤務先で確認）
送金の記録の保管場所	（振込票・書留の写しなど）
親の収入の種類と資料	☐ 公的年金　☐ 遺族厚生年金・遺族基礎年金（非課税）　☐ 給与　☐ その他　　資料の保管場所（年金の通知書など）
所得の見積額の確認先	☐ 勤務先　☐ 税務署　☐ 税理士　　見積額（確認後）　　円
ほかに扶養に入れる人	（兄弟など。だれが対象にするか）
勤務先の提出期限・方法	年　月　日まで　☐ 紙　☐ 電子　　☐ 令和8年分で新たに対象（異動月日及び事由に「令和8年12月1日改正」など）
聞いた内容のメモ	

出典（2026年10月26日確認・国税庁）

1. 国税庁「A2-1 給与所得者の扶養控除等の（異動）申告」 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm
2. 国税庁「≪記載例≫令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2026/pdf/309.pdf
3. 国税庁「令和9年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（様式） https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2027bun_01.pdf
4. 国税庁「≪記載例≫令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2025/pdf/309.pdf
5. 国税庁「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（様式） https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/2026bun_01.pdf
6. 国税庁「令和8年度税制改正（所得税の基礎控除の引上げ等関係）Q&A」（令和8年5月） https://www.nta.go.jp/users/gensen/2026kiso/pdf/0026005-024.pdf
7. 国税庁 タックスアンサー No.1180「扶養控除」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm
8. 国税庁 タックスアンサー No.1180 QAリンク（Q1～Q8） https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180_qa.htm
9. 国税庁 タックスアンサー No.1182「高齢者を扶養している人が受けられる配偶者控除や扶養控除」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1182.htm
10. 国税庁 タックスアンサー「専門用語集」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/yogo/senmon.htm
11. 国税庁 質疑応答事例「「同居」の範囲（長期間入院している場合）」 https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/05/32.htm
12. 国税庁「令和8年4月 源泉所得税の改正のあらまし」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/2026kaisei.pdf
13. 国税庁「A2-6 公的年金等の受給者の扶養親族等の申告」 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_09.htm

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/fuyou-koujo-shinkokusho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（国税庁の令和8年分・令和9年分の様式・記載例、令和8年度税制改正Q&A、タックスアンサー No.1180 などにもとづく。2026年10月26日確認）。当サイトは税理士ではなく、親が扶養親族や同居老親等に当たるかの判定、申告書の個別の記入、税額の計算はしていません。最終的な判断は、勤務先の担当者・税務署・税理士に確認してください。